

令和3年3月定例会一般質問

通告 8

質問 不妊治療費助成事業に係る中標津町単独助成事業について

答弁 現行のまま事業を継続したいと考えています

1 番 平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

1 番、平山光生です。不妊治療の助成事業に係る中標津町単独助成事業について質問させていただきます。

昨年の10月より不妊治療についての実態調査が始まり、来年度からの保険適用実施が閣議決定されました。



中標津町においても平成25年より北海道の助成額を超えた場合の助成を支援しており、例年10件前後、昨年においては13件の助成金申請がありました。

しかし、年齢制限により助成金の申請ができなくなり、継続ができない方や交通費の負担が大きく悩んでいるという町民の声もあります。1月から保険適用までの間、国の助成金の拡充がされ、北海道の助成事業についても見直されます。

中標津町においても町のみ助成事業も視野に再検討が必要と考えますが、いかがでしょうか。

【答弁：町長】

平山議員御質問の「不妊治療費助成事業に係る中標津町単独助成事業について」御答弁申し上げます。

不妊治療費助成事業でございますが、国の令和2年度第3次補正予算により、令和3年1月から令和3年度末までの補助事業の充実が図られ、令和4年度以降は保険適用に移行するとなっております。

主な拡充内容は、これまでありました所得制限の撤廃、初回30万円、2回目以降15万円だった助成額が2回目以降も30万円となり、助成回数は1子ごとに6回まで拡充し、事実婚も対象となっております。

支援拡充により考えられる影響は、これまで申請できなかった方が申請可能となるため高所得の方や事実婚の方も対象となり、件数が増える可能性はございますが、一方で、毎回30万円の助成となったことで治療費が30万円以内の方は、本町へ申請しなくても良くなるため、申請件数が減る可能性もございます。

これらを踏まえ、令和3年度の方針性としましては、現行通り本町の助成は3回までとなりますが、体外受精、顕微授精は1回20万円から70万円程度と幅があることや、初回治療で高額となる方がいることから、初回10万円、2回目、3回目は5万円の助成という現行のまま事業を継続したいと考えております。

また、治療の年齢制限につきましては、国の基準が43歳未満までとなっておりますが、これは加齢とともに妊娠婦死亡率や流産率など、妊娠に伴う女性や子どもへの健康に関するリスクが上昇する傾向があるため、本町も国の基準に従って助成を行ってきたところでございます。

保険適用の移行後の令和4年度以降の方針性につきましては、どのような治療が対象となるのか、年齢制限がどのような扱いとなるのかなど国・道の方針を考慮し、本町の助成を検討していく予定でございます。保険適用により医療費の軽減にはなりますが、遠方へ複数回受診する状況は変わらないため、子どもを望む夫婦が妊娠・出産につながるよう本町としても継続した支援を図っていくことが少子化対策として必要と考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

質問 人口減少における定住に向けた取組について

答弁 子育て支援の充実を図ることは非常に重要です

1 番 平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

1 番、平山光生です。人口減少における定住に向けた取り組みについて質問させていただきます。

中標津町においても人口減少が進む中、全ての町民の皆様が住みやすさNo.1のまちと感じていただけるように取り組む施策の一つとして、子育て支援の充実がありますが、トワイライトやショートステイなどの子育て短期支援事業は整備されていません。

子育て世代の共働き家庭や一人親家庭にとって、夜勤や出張は常により乗り越えなければいけない課題であり、子育て短期支援事業の有無は安心して就労し定住を決める重要事項ですので、早急に取り組まなければいけない事項だと考えますが、いかがでしょうか。

【答弁：町長】

続きまして、御質問の「人口減少における定住に向けた取り組みについて」御答弁申し上げます。

全国的に少子化に歯止めがかからない現状の中、中標津町においても現実に出生率の低下により、子どもの数は減少傾向にあります。将来の社会経済に及ぼす活力低下が懸念されているところでございます。

御質問の子育て短期支援事業は、保護者の疾病、仕事等の事由や育児不安や育児疲れなど、身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、家庭における養育を受けることが 1 一時的に困難となった児童を、児童養護施設などにおいて一定期間必要な保護を行う短期入所生活援助事業、ショートステイでございますが、また、同様な理由により平日の夜間または休日など一時的に保護を行う夜間養護等事業、トワイライトステイというものです。この 2 種類がありまして、実施場所は適切に児童を保護することができる児童養護施設などとなっております。

道内において児童養護施設は 23 カ所、母子生活支援施設は 10 カ所と施設数は少なく、この事業を実施する市町村は、地域に実施施設が備わっているところに限られておりまして、本町では整備がされておられません。

保護者の疾病、育児不安からの精神上的の事由なども含め、一時的に児童を養育できない状況になるような相談事案に関しましては、釧路児童相談所と連携を図り、保護者の同意により保護所での一時保護、または里親への一時保護委託とした制度により対応しているところでありますが、令和 3 年 4 月 1 日からの児童福祉法の改正により、子育て短期支援事業において、市町村が児童を里親等に直接委託して実施することが可能となるとされておりまして、児童相談所において登録される町内の里親に直接委託できる体制の構築に向けては、町民の皆さんが里親制度に関心を持っていただき、里親への登録が促進されるような取り組みも必要となっております。

働き方が多様化する中で、短期入所や、夜間・休日といった多様な保育に対するニーズは、今後において高まっていくものと思われ、こうしたニーズに応え、子育て支援の充実を図ることは非常に重要であると認識をしております。子育て世代の定住促進を図る上では共働き世帯やひとり親家庭にとって、働く場が確保されていることに加えて働きながらも子育てしやすい環境が整備され充実し、本町に魅力を感じていただけることが何よりも大切であろうと考えており、前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。